

(素案)

芹田地区防災計画(風水災害編)

(自然災害から命を守る)

令和6年〇月

芹田地区自主防災会

————— 芹田地区住民自治協議会 —————

—— 芹 田 地 区 防 災 計 画 (水 害 編) ——

ま え が き	・ ・ ・ ・ ・	1
1. 芹田地区防災計画の策定目的	・ ・ ・ ・ ・	3
2. 目的を達成するための目標	・ ・ ・ ・ ・	3
3. 目標を実現するための要素	・ ・ ・ ・ ・	3
3-1発災前の備え	・ ・ ・ ・ ・	3
3-2発災時の備え	・ ・ ・ ・ ・	3
4. 発災前の備え(平時の防災活動)	・ ・ ・ ・ ・	4
4-1 防災学習	・ ・ ・ ・ ・	4
4-2 防災訓練	・ ・ ・ ・ ・	4
4-2-1 市民の訓練	・ ・ ・ ・ ・	5
4-2-2 団体防災会の組織訓練	・ ・ ・ ・ ・	6
4-3 防災備蓄品	・ ・ ・ ・ ・	6
4-4 生活周辺整備	・ ・ ・ ・ ・	7
5. 発災時の備え(災害の危険が高まる順次に応じた防災行動)	・	8
5-1タイムライン(防災行動計画)作成	・ ・ ・ ・ ・	8
5-2防災情報を自ら取得	・ ・ ・ ・ ・	8

5-3 災害発生危険レベルの高まる事象	8
5-4 災害危険が高まる順次に応じた防災行動	9
5-5 避難行動	10
5-6 市民の避難	12
5-7 要配慮者と早めの避難を望む人の避難	13
5-8 避難行動要支援者	13
5-9 避難場所	14
6. 水害・身を守るタイムライン	15
7. 令和6年度以降の活動	16
7-1 風水害	16
7-1-1 芹田防災会	16
7-1-2 団体防災会	16
7-2 地震	16
8. 防災計画への住民参加	17
8-1 芹田地区ブロックでの説明と公聴会	17
8-2 ホームページによる意見公募	17
9. 芹田防災会 構成団体名簿、役員名簿	18
10. 芹田地区防災計画(風水害編)策定ロードマップ	20

11. 芹田防災会 活動経過	・ ・ ・ ・ ・	21
12. 資料編 芹田地区基本データ	・ ・ ・ ・ ・	22
1. 人口等、	2. 行政区 加入世帯数、加入事業所数、	3. 産 業

芹田地区防災計画（風水災害編）

芹田地区住民自治協議会 芹田地区自主防災会

まえがき

近年、規模の大きな風水災害、地震災害が全国で多発しています。芹田地区における防災活動は、これまで各団体防災会がそれぞれで活動してきました。私たちは、こうした自然災害に対し芹田地区全体が連携した防災活動により、防災力の強化が必要であると芹田地区自主防災会(以下“芹田防災会”という)を発足しました。

芹田防災会は、市民の命を守るために必要な防災活動を、団体防災会と協議し市民の声を反映し取りまとめる場であり、芹田地区の規模の優位性を活かした事業を実施する団体であります。また、芹田防災会と団体防災会の相互に従属関係はありません。

芹田地区防災計画は、長野市役所の関係機関の助言を得ながら、長野市地域防災計画との整合性を図ってきました。本防災計画は、長野市地域防災計画における承認をもって地区防災計画に位置することを念頭としています。

芹田地区防災計画は、市民の自然災害に対する「防災宣言」であり、市民の防災の決意を表明するものであります。私たちは平時における活動と、発災の危険の順次に応じた適切な行動をまとめ、市民の連携から地域パワーを発揮し、市民の命を守ることを目指します。

芹田地区防災計画は、市民のボトムアップにより策定するため、適宜に市民への説明会を開催し、芹田地区住民自治協議会ホームページによる意見公募を募ります。

芹田地区防災計画における自然災害は、「風水災害」と「地震災害」であり、初年度では準備時間（リードタイム）が可能な「風水災害」を先行着手します。

防災における「自助」は、自分で出来ることを考え備える防災活動の基本であり、「市民一人ひとり」の防災意識は防災計画における最重要課題であります。私たちは防災意識を醸成するため、平時に定期的な防災学習と訓練の実施、マイ・タイムラインの作成、避難場所の備え等を行ない、「自主的でためらい無い、早めの避難」を実行し、「逃げ遅れゼロ」を目指します。

「共助」は、地域コミュニティといった周囲の人が協力して助け合うことをい

います。私たちは「共助」により、避難スイッチを強く後押し、互いを心強くし、安心感と安全を高めます。

発災の危機が高まるにつれて、市民に対する防災支援者にも命の危険が及び寄ります。防災支援活動は、こうした状況に応じ活動の制限・縮小・停止を余儀なくされます。本防災計画では、「身を守るタイムライン(風水災害)」のステージ3警戒レベル3相当(河川管理者)に達する水位を目安に、今後の気象状況、河川流域の水位等を考慮し活動を停止します。

令和5年4月28日、芹田地区住民自治協議会は芹田防災会を発足しました。

芹田防災会は、行政連絡区と諸団体のそれぞれの自主防災会により構成され、芹田地区内に生活する市民（芹田地区に在す住民、就業者、学生、来訪者等のすべての人々）を対象として「芹田地区防災計画」を策定します。

なお、行政連絡区と諸団体の自主防災会を総称し「団体防災会」と呼称します。

1. 芹田地区防災計画の策定目的

“ 自然災害から命を守る ”

2. 目的を達成するための目標

「芹田地区防災計画」の策定目的を達成するため、すべての市民が危険な場所から安全な場所へ避難を完了するため、

「 自主的でためらいの無い、早めの避難 」

「 災害から命を守るには、市民一人ひとり 」

を目標とし、「逃げ遅れゼロ」を目指します。

3. 目標を実現するための要素

目標を実現するための要素として、発災の備えを下記の通りとします。

3-1 発災前の備え 平時の防災活動により、災害に備えます。

(1) 防災学習

芹田地区に潜む災害リスクを発見・確認します。また、災害発生メカニズムや過去の災害からの学びを通じ、市民一人ひとりの防災意識を高めます。

(2) 防災訓練

想定される災害に応じた、市民と団体防災会の防災行動を訓練します。
要配慮者は平時に、避難場所・手段、支援者の複数確保を済ませます。

(3) 防災備蓄品

自ら、被災時の安全と生活の確保を担保するため、日常的に1週間分（最低でも3日間以上）の備蓄を行います。

(4) 生活環境整備

減災を図るため、必要な生活環境整備を日常的に心掛けます

3-2 発災時の備え 発災の危険が高まる順次に応じた、適切な防災行動を備えます。

(1) タイムライン(防災行動計画)作成

「芹田地区防災計画」と整合を図り、自らのタイムラインを作成します。

(2) 防災情報の取得

防災情報を自ら取得し、避難行動につなげます。

(3) 災害の危険が高まる順次に応じた防災行動

タイムラインにより、自ら防災行動を実施します。

(4) 避難行動

指定緊急避難場所と一時避難場所へ適宜移動します。

(5) 要配慮者と避難行動要支援者

自ら、避難先・手段、支援者を手配し、適切な避難を行います。

4. 発災前の備え（平時の防災活動）

芹田防災会と団体防災会は、防災リーダーや市民に対する座学や訓練を開催し、タイムラインに従った、自らの活動と行動が重要であることを啓発し、芹田地区が連携して地域力を活かした防災活動を実施します。

4-1 防災学習

防災計画では、「災害から命を守るには、市民一人ひとり」（自助）の防災意識の啓発は防災活動における最重要課題です。水害発災の危険が増すにつれて、防災活動支援者にも発災の危機が迫り、避難情報に従い支援活動も限定、縮小、停止されます。従って、命を守るのは「自らの活動と行動」が重要であることを啓発することが重要となります。

防災学習では、芹田地区と周辺の水害リスク（最大浸水想定区域、浸水継続時間、等）を洪水ハザードマップで確認し、市民間のリスクコミュニケーションを深めます。さらに、災害発生メカニズムを学習と過去の災害からの学び、市民の防災意識を高めます。

○防災啓発学習会の開催と資料の配布

- ・過去の災害から、発災前と発災時の減災行動の学び
- ・暮らす地域の地勢や防災関連施設、交通施設・医療機関等を整理し、洪水ハザードマップと冠水履歴から災害リスクを図上表示し、リスクを表示
- ・防災マニュアル配布
- ・発災時には様々な状況が発生し、自ら判断しなければならない心構え。

○それぞれがタイムラインを作成し、地域と連携した防災行動の明確化

○団体防災会の防災リーダーに対する、防災学習会の定期開催

○防災対策における「自助」「共助」の重要性和平時からコミュニティーの醸成活動（自治活動等の社会奉仕活動）の大切を理解し広める

4-2 防災訓練

避難訓練は命を守るための重要な訓練です。防災学習の学びを活かし、訓練で想

定する災害規模に応じた訓練計画を立案し、「地域のリスク」「とるべき行動」を体現します。

防災訓練は、「住民の訓練」と「防災組織の訓練」に大別します。

市民の訓練	危険が高まる順次に応じ、俊足に適切（防災計画とタイムラインに沿った）な行動を行うための訓練
団体防災会 組織の訓練	市民を災害から守るため、災害時に組織機能が発揮するための訓練

4-2-1市民の訓練

水害が発生した際の様々な状況から、「自ら危険を判断し、自らの命を守る行動」を行うと共に、共助により相乗的に防災力を発揮します。

防災訓練は、市民一人ひとり及び防災組織が、

- ① 「必要で正確な情報を取得する」
- ② 「得た情報によりの確な判断をする」
- ③ 「状況に応じた適切な行動をする」

を体現する場であり、防災訓練は「災害をリアル（現実）化する」と共に、「地域に潜む危険を計る」、「新たな人材を知る」を発見する場でもあります。

(1) 一時避難場所と平時における避難先・手段、支援者の確保

指定緊急避難場所は、安全確保が高く優先される避難先ではありますが、高齢者等避難や避難指示の発令前、健康や身体上の理由から身近に避難先を求め、緊急性が高く指定緊急避難場所への避難が困難な方等のため、平時において団体防災会が一時避難場所を確保します。

市民は、平時において自ら避難行動（避難場所・手段、支援者）の複数確保を済ませ、タイムラインに沿った避難行動を備えます。特に要配慮者は、団体防災会や民生委員の必要な支援のもと、平時に複数確保を備えることが欠かせません。

(2) 避難訓練

避難行動に際して、隣近所の声掛け（共助）は互いを心強くし、避難先の提供、避難スイッチ、安否確認、必要備品の融通等により双方の安全を高めます。また避難に際しては二人以上の集団避難に心掛けます。

警戒レベル3相当の設定で、高齢者等や要配慮者、早めの避難を希望する市民の立ち退き避難訓練を開始します。さらに、立ち退き避難が難しい方に

は“玄関まで避難”“2階まで避難”の訓練を実施します。

(3) 防災情報取得・通報訓練

長野市及び国土交通省、気象庁、長野県より、気象状況・予報、河川水位・氾濫予測等について情報の取得が可能です。防災訓練に際して、それぞれの情報に実際に接する（パソコン、スマホ等）と共に、日常的に情報確認を習慣化することで、危険が高まる状態でも慌てずに正確な情報を入手できます。また、緊急時における消防署や警察署への通報訓練も取り入れ、災害に備えます。

4-2-2 団体防災会の組織訓練

団体防災会は、市民の防災行動を支援するために役員の役割や機能が分化・統合された組織であり、訓練は求められる防災支援活動に対し組織機能を発揮するために実施します。

(1) 連絡体制と伝達方法

団体防災会役員及び市民への災害情報を伝達するため、連絡体制と伝達手段の構築が必要と考えます。従来から電話による樹形図ネットワークの連絡網が作成されてきましたが、人づての情報変異による信頼性の低下、不在者による伝達遮断等により見直しが求められています。それぞれの事情を配慮し、情報連絡手段の構築が急がれます。

(2) 避難リスクマップ作成

避難訓練では、洪水ハザードマップ及び内水氾濫ハザードマップに加え、過去の冠水履歴情報、小河川・用水・道路側溝、マンホール、立体地下道（アンダーパス）等の避難路の危険リスクを現地調査と情報提供から収集整理し、避難リスクマップを作成し発災時の避難路の安全確保の情報を提供します。

4-3 防災備蓄品

私たちは、発災時の安全確保と被災後の公的機関による救助・援助が開始されるまでの間、命と生活を守る防災備蓄品（非常持ち出し品）をリストアップし日常的に備えます。

(1) 市民の備蓄

防災備蓄品の備蓄に際しては、「フェーズフリー」と「ローリングストック」の考え方から、普段の生活の中に防災を取り入れ、防災の日常化を図り

ます。

「フェーズフリー」は、生活用品で普段使いし非常時に役立つものを選択購入し、非常時の生活に心地よさを確保する考え方です。飲食類は、最低でも3日間以上（出来れば1週間）を日常的に備蓄します。

「ローリングストック」は、日常的に備品や非常食を使い、消費した分を買い足すことで、常に新しい一定量の備品と食糧が家庭や職場に備蓄する考え方で、防災の日常化を目指します。

【巻末資料： 参照】

(2) 団体防災会の備蓄

団体防災会は、水や食料、生活必需品、防災資機材等を一定量、備蓄管理します。また避難生活では、要介護者や女性に対するプライバシーの配慮を要する事から、関係者との協議により必要な備蓄を行います。

食料と飲料水は、個人備蓄の無い避難者想定人数2日分以上を備蓄します。食料は、一般成人用のご飯（アルファ米など）、ビスケット、板チョコ、乾パンなどに加え高齢者や乳幼児用に白粥、粉ミルクなども備蓄します。飲料水は、一人一日3ℓを想定人数分確保します。

防災資機材は、近隣の避難場所や他組織の備蓄資機材リストとの調整のうえ、不足する資機材を相互で調達し備蓄します。水防対策としては、救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、土のう袋、毛布、防災トイレ等に加え、軽微な負傷の緊急セットがあげられます。

4-4 生活周辺整備

風水災害の減災を図るため、土嚢の用意と家屋周辺の飛散防止、排水路の清掃を日常的に心掛けます。さらに、夜間の発災を想定し、寝室に懐中電灯（又はランプ、ろうそく）と防災用靴、雨合羽を用意し、夜間の行動を確保します。

また、冠水に備え下水排水溝の逆流防止のため、トイレ、シンク、風呂場等の排水口に水嚢を用意します。

5. 発災時の備え（災害の危険が高まる順次に応じた防災行動）

市民と団体防災会は、「芹田地区防災計画」に基づき作成された「防災計画」により複合的に連携し合いながら、発災に備えます。

5-1 タイムライン(防災行動計画)作成

「自主的のためらいの無い、早めの避難」

団体防災会と市民は平時に、「身を守るタイムライン(風水水害)」に準拠した、防災行動計画（タイムライン）を定めておきます。タイムラインに沿った、冷静で自主的な防災行動により自助から共助に輪御広げ、互いの命を守ります。

この様にタイムラインは、押し迫る発災の不安と混乱の中で、適切な判断とためらいの無い防災行動を支えるもので「逃げ遅れゼロ」を目指します。

5-2 防災情報を自ら取得

起こり得る自然災害を想定する情報は、新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどのマス媒体や、ソーシャルメディアなどのインターネット媒体により、国及び県、市並びに民間より提供されています。そうした情報を私たちは、自ら防災情報を取得し防災行動と避難行動につなげます。

【巻末資料： 参照】

正確な情報の取得

発災の危険度が増し不安な状態が続く中、発災による被害が生じている中で、うわさ話やメール、SNS 等により誤情報（デマ、フェイク）が専門家や有名人からの情報として他者に転送を促すチェーンメールが拡散しやすくなります。

未確認の情報はむやみに拡散せず、一旦自分の中で保留して、デマかもしれない情報の拡散に加担しないよう注意します。

5-3 災害発生危険レベルの高まる事象

(1) 顕著な大雨に関する気象情報(線状降水帯)

線状降水帯は、発達した低気圧に暖かな空気が大量に流れ込むことから、大気の状態が不安定となり、活発な積乱雲が発達し激しい豪雨や突風を伴うことがあります。さらに連続的に発生する積乱雲による線状降水帯の発生により、特定地域に長時間連続して豪雨が降り続くこととなります。

(2) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は猛烈な降雨が観測された情報で、同一地域に相次いで発表された場合は、大雨警戒レベルの発令が間に合わずに発災の可能性があります。直ちに身を守る行動が必要です。さらに、「記録的短時間大雨情報」が相次ぎ避難が遅れた場合、無理な避難は行わずに上層階への垂直避難も重要な避難の選択肢となります。

(3) バックウォーター現象

バックウォーター現象は河川や用水路において、大雨により本川と支川が増水し、水位上昇した本川の流にせき止められる形から支川が本川に合流できずに、支川の上流側で堤防の越水や決壊が引き起こされる現象です。芹田地区では、犀川と裾花川の支流において起きうる現象であります。

(4) 内水氾濫

内水氾濫は、堤外地を流れる河川の外水氾濫に対し、豪雨により堤内地を流れる小河川や側溝、農業や工業用の用水路・排水路、下水道、地下道（アンダーパス）等の排水能力が超え、水が溢れ出る水害です。

主要河川の治水が整備される一方で、都市化が進む地域における短時間の局地的な降雨により河川から離れた場所においても内水氾濫が発生し、一見すると平地地域においても微低地に向かい流速を伴う流水が発生し、その被害は小規模にとどまりません。

(5) 橋梁部の迂回流

橋梁の上流側では草や流木、浮遊物などの流出物により河川を塞がれ、堤内地に水が浸入する迂回流の発生が想定され、橋梁付近の浸水リスクが高まります。

(6) 洪水流の縮流

ビルやマンション、家屋の密集地は、建築・土木構造物間の狭窄部での縮流と流木・泥、浮遊物の堆積により、ハザードマップに想定された浸水深を大きく上回り、流速も増すことから極めて危険であります。

5-4 災害の危険が高まる順次に応じた防災行動

災害の危険が高まる順次に応じ、自らマイ・タイムラインに沿う防災行動を行います。また芹田防災会と団体防災会は「身を守るタイムライン(風水災害)」により共助の輪を広げ、減災と逃げ遅れゼロを目指します。

水害時の避難は、「身を守るタイムライン(風水災害)」の「防災 stage」に応じ、気象予報や流域の水位情報、洪水ハザードマップや周囲の冠水状況を考慮し、水平避難（安全な場所避難）、垂直避難（上層階避難）のいずれかの避難行動を実施します。

5-5 避難行動

芹田地区は、ほぼ全域が浸水区域とされ、概ね浸水深は 0.5m～5m未満と想定されています。こうした中、「防災 stage」の河川管理者による警戒レベル相当の発令を目安に、マイ・タイムラインに沿った防災行動を開始します。

芹田地区内の水害時の指定緊急避難場所は、南部小学校、教育センター(3 階)、犀陵中学校、芹田小学校、清泉女学院大学・清泉女学院短期大学長野駅東口キャンパスのそれぞれ2階以上であります。

芹田地区周辺では鍋屋田小学校、三陽中学校、緑ヶ丘小学校、古牧小学校、櫻ヶ岡中学校、大豆島小学校のそれぞれ2階以上であり、それぞれの避難場所は長野市が被災予測範囲や浸水深、地域性等を考慮し、必要な避難所を開設します。

※ 避難場所 緊急指定避難所、指定避難所：行政が指定する避難先
一時避難場所：行政連絡区(自主防災会)、住民が手配する避難先
※ 避難所：行政が指定し、避難住民の危険が無くなるまで滞在、又は自宅に戻れない住民の一時的に滞在する施設。

しかし、緊急指定避難所の開設前に早めの避難を希望する人、避難距離が辛い人、緊急性の高い避難が必要な人のために、安全な避難路で短時間に移動できる一時避難場所を確保する事は、喫緊の課題であります。

水害時の避難は、危険レベルや周辺の災害状況に応じ水平避難（安全な場所へ避難）と垂直避難（上層階へ避難）のいずれかの避難行動を実施します。

(1) 水平避難（安全な場所へ避難・立ち退き避難）

水平避難は危険な自宅から、事前に洪水ハザードマップで確認した浸水が想定されていない場所に、安全な道筋で向かう避難方法であります。

水平避難における避難路の安全確保（危険な道筋）

- ・ 冠水や視界を遮る大雨や夜間等により側溝や水路の道路境の確認が困難なことから、転落の危険が増します。
- ・ 川沿い道路は、増水により護岸が崩れる可能性があり、河川への転落の危険が伴います。
- ・ 車での避難は、冠水した道路やアンダーパスで車が浮力で流されたり、浸水によるエンジン停止やドアが開かない等の危険が伴います。

(2) 垂直避難（高層階避難）・・・屋内安全確保、緊急安全確保

垂直避難は、短時間で急激な豪雨や浸水による切迫した状況下で、避難場所への移動が危険な時や、想定浸水深が高いと想定された地域での避難行動として選択肢の一つであります。

ハザードマップで浸水による建物の倒壊がない事を条件に自宅や隣接建物の浸水深以上の「建物の上層階への避難」方法であります。

ただし、想定される浸水継続時間を参考に、この間を自力で生活する必要があり防災備品の備蓄が必要となります。

水 平 避 難



行政指定避難場所(所)避難



行政指定車中避難場所避難



ビル・マンション避難



親戚・知人宅避難



ホテル・旅館等避難

イラスト

内閣府ホームページ、他より

垂 直 避 難



自宅上層階避難



アパート・マンション・ビル等上層階避難



緊急安全確保

イラスト 内閣府ホームページより

5-6 市民の避難

- 風水害が強まり、河川水位が上昇すると警戒レベル相当(河川管理者)が深刻化し、マイ・タイムラインに沿った防災行動を開始します。
- 私たちは、災害が予想される気象及び河川水位等の防災情報を、自らラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話等により取得します。

こうして取得した防災情報と警戒レベル相当(河川管理者)を踏まえ、事前に作成したマイ・タイムライン(避難行動計画)により、自ら避難行動を開始します。やむを得ない事情により情報取得が困難な隣人には、声掛けを実施し、情報孤立を防ぎます。
- 団体防災会による防災支援活動は、発災の危険が高まるにつれ、支援者にも命に危険が及びることから、活動は限定、縮小、停止を余儀なくされます。

したがって私たちの自らの防災意識と行動が命を守る第一歩となり、平時に備えたマイ・タイムラインに沿った防災行動により「自主的でためらいの無い、早めの避難」「災害から命を守るには、市民一人ひとり」を実行し、逃げ遅れゼロを達成します。
- 防災行動に際しての隣近所の声掛けは、互いの所在を確認できるとともに、避難をためらう人の避難スイッチを強く押し、互いを心強く、安心感を高めます。さらに共助においては、避難場所の提供、安否確認、必要備品の融通等により身の安全性が高められます。

また、避難に関しては二人以上の集団での避難に心掛け、互いの安全確保を図ります。
- 避難行動は、次の段階により行います。
 - (1) 防災 stage2 警戒レベル 2 相当(河川管理者)の発令を目安に、避難の支度の開始と点検を行います。
 - (2) 防災 stage3 警戒レベル 3 相当(河川管理者)の発令を目安に、高齢者等並びに早めの避難を望む方は、自ら「一時避難場所」へ避難行動を開始します。また、長野市からの「高齢者等避難」「避難指示」の発令により「指定緊急避難場所」が開設され、同施設へ避難を行います。
 - (3) 防災 stage4 警戒レベル 4 相当(河川管理者)の発令を目安に、市民全員が避難を開始します。

なお、自家用車の利用は特別の場合を除き控え、徒歩とします。やむを得なく自家用車での避難では、長野市が常設する車中避難場所が安全確保の高い施設ではありますが、危険が高まる中の移動では、避難路の冠水、

交通渋滞、徒歩避難者との混雑等が予想され、さらに停車中のエンジン停止による車内への取り残しから命を失う事故が発生しますので、避難路の安全が確保できる段階での避難とします。

5-7 要配慮者と早めの避難を望む人の避難

要配慮者は、災害対策基本法（法第8条第2項15号）で「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されています。

災害の危険から身を守ることに何らかの困難を抱え、周囲の配慮や支援が必要になる人たちで、医療ニーズの高い方、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、言葉や地理に詳しくない外国人等が対象となります。

(1) 平時

長野市が「高齢者等避難」「避難指示」の発令により「指定緊急避難場所」が開設されるまでの間、「一時避難場所」として平時に「避難先・手段、支援者」を自ら複数確保します。団体防災会及び民生委員は、要望に応じサポートします。

一時避難場所は、洪水ハザードマップの浸水深を確認のうえ、避難場所、避難手段、支援者を複数確保します。

(2) 発災の危険が高まる中

防災 stage2警戒レベル2相当(河川管理者)で、事前に確保した避難手段を手配し、時機を得た避難を行います。

団体防災会と民生委員は、手配を早めるよう声掛けを行います。

避難のタイミングは、防災 stage3 警戒レベル3相当(河川管理者)の発令により、「指定緊急避難場所」「一時避難場所」に避難します。早めの避難を希望する人、指定緊急避難場所に行けない人は事前に確保した「一時避難場所」に避難します。

5-8 避難行動要支援者

避難行動要支援者は、要配慮者のうち、発災または恐れがある場合に、自ら避難することが困難な人で、災害対策基本法では市町村長は、その把握に努めるとともに、生命や身体を災害から保護するために必要な措置を取ることが定められています。なお、避難行動要支援者が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等は、施設管理者の対応となります。

避難行動要支援者の個別避難計画作成のプロセス

- ① 長野市は「避難行動要支援者台帳」を作成し、避難行動要支援者の

同意を得て住民自治協議会及び自主防災組織、消防局、消防団、警察、民生委員、社会福祉協議会等へ「避難行動要支援者名簿」を提供します。

- ② 「避難行動要支援者名簿」に基づき、避難行動要支援者の避難支援が円滑にできるように、あらかじめ要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難場所にどうやって避難させるかを事前に決める「個別避難計画」を作成します。

個別避難計画の作成にあたり、ハザードマップで危険な区域に住む人、かつ、重度介護者・障害者、難病患者等の自ら避難することが困難な人を優先度が高いと判断します。

5-9 避難場所

(1) 指定緊急避難場所

長野市が所有する施設で、警戒レベル 3 相当で高齢者等避難が発令されたとき又は、警戒レベル 4 相当の避難指示が発令されたときに開設されます。

(2) 車中避難場所

長野市が管理する公共駐車場で、車で避難・安全確保がされる施設で、日常的に解放されています。

(3) 指定避難所

長野市が所有する施設で、長野市が指定します。災害の発生の危険があり災害の危険性がなくなるまでの必要な期間滞在させ、また災害により自宅に戻れない住民を一定期間生活するための施設です。

(4) 福祉避難所

長野市が所有する施設で、長野市が指定します。災害時、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の内、一般の避難所では生活が困難な方が安心・安全に避難生活が出来る施設です。

(5) 広域避難場所

長野市が指定緊急避難場所の中から 5 か所を指定しています。災害の規模が拡大した場合などで、仮設住宅などを建設して長期間にわたり避難者を収容することが可能となる場所です。

(6) 一時避難場所

指定避難場所が開設されるまでの避難や、緊急性が高く指定避難場所への避難が危険な場合等の避難先で、団体防災会が指定します。また個人が予め一時的な避難先として確保する宿泊施設、友人・知人宅、隣家等も含まれます。

6. 身を守るタイムライン (水害)

<p>身を守るタイムライン (水害)</p>			
stage	警戒レベル	<p>身を守るタイムライン (水害)</p>	備考欄
		<p>市民の対応^{*2}</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災学習会、防災訓練への参加 マイ・タイムライン作成 要配慮者^{*3}は、自ら避難先・避難手段・支援者を複数確保 防災備蓄品の準備 	<ul style="list-style-type: none"> *1 団体自主防災会：行政連携区と親団体の自主防災組織を構築 *2 市民：住民・就業者・高齢者等の芹田地区に在る人々 *3 要配慮者：災害の危険から身を守ることに何らかの困難を抱え、周囲の配慮や支援が必要になる人で、高齢者、障がいのある人、乳幼児のほか、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、言葉や地理に詳しくない外国人が対象 *4 警戒レベルは長野市が、警戒レベル相当は国土交通省、気象庁、長野県が発表 *5 早期注意情報：警報級の現象が5日先までに予想されるときには、その可能性を「早期注意情報」(警報級の可能性)として「高」・「中」の2段階で発表
防災 stage 0	<p>警戒を要する台風接近と気象情報 (犀川、裾花川上流域を含む)</p>	<p>芹田地区自主防災会(芹田防災会)の対応</p> <p>団体防災会⇒役員・市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災学習会、防災訓練の定期開催 防災備蓄品、資機材の備蓄 団体防災計画、タイムライン見直し検討 要配慮者^{*3}へ避難先等の確保のための支援 	
防災 stage 1	<p>警戒レベル^{*4} 1 相当(河川管理者) 早期注意情報^{*5} (警戒級の可能性) 水防団待機水位(目安) (犀川・小市 0.5m、陸郷 2.5m、裾花川・岡田 0.5m)</p>	<p>芹田防災会事務局が対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 支所、防災関係機関の防災情報を提供 台風進路予想、府県気象情報、台風・大雨説明会等の防災情報の取得、災害の心構えを促す 災害警戒本部の設置、事務局対応 大雨・河川水位等の防災情報を継続的把握 支所、防災関係機関の防災情報を相互提供 府県気象情報、台風説明会等の防災情報 団体防災会へ「防災計画」の確認を促す 	<ul style="list-style-type: none"> 役員は、芹田防災会の防災情報を提供 役員は、犀川、裾花川の水位情報を取得 市民に気象情報を注視し、災害の心構えを促す
防災 stage 2	<p>警戒レベル2 相当(河川管理者) 大雨、洪水注意報^{*6} 氾濫注意水位(水防団出動の目安) (犀川・小市 0.0m、陸郷 3.3m、裾花川・岡田 1.1m)</p>	<p>「防災計画」を確認し、防災活動を開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部設置時期の協議と開設 大雨、河川水位等の防災情報を継続的把握 市民にマイ・タイムラインを確認し、さらに災害への心構えを促す 	<ul style="list-style-type: none"> マイ・タイムラインを確認し、災害への心構えを高める 自ら、大雨・河川水位等の防災情報を継続的に把握
防災 stage 3	<p>警戒レベル3 相当(河川管理者) 高齢者等避難^{*7} 発令の目安 避難判断水位 (犀川・小市 1.5m、陸郷 4.5m、裾花川・岡田 2.0m)</p>	<p>「防災計画」による防災活動の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に避難支援の開始を促す 可能な「一時避難場所」の開設 要配慮者、早期の避難を望む人への必要な支援 	<ul style="list-style-type: none"> 避難支援の開始 要配慮者は自ら、避難先・避難手段・支援者を手配 「一時避難場所」 要配慮者、早期の避難を望む人自ら避難 「一時避難場所」
防災 stage 4	<p>警戒レベル4 相当(河川管理者) 避難指示^{*8} 発令の目安 氾濫危険情報水位 (犀川・小市 1.8m、陸郷 4.8m、裾花川・岡田 2.6m)</p>	<p>「防災計画」による防災活動の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に避難支援の開始を促す 可能な「一時避難場所」の開設 要配慮者、早期の避難を望む人への必要な支援 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等、要配慮者は自ら危険な場所から安全な場所へ避難 避難では隣近所への声かけを実施 「指定緊急避難場所」 「一時避難場所」
防災 stage 5	<p>警戒レベル5^{*9} 相当 緊急安全確保 氾濫発生情報(氾濫の発生)</p>	<p>災害対策本部開設</p> <ul style="list-style-type: none"> 市(支所)の情報により、災害対策本部を開設、役員招集 市(支所)と協議のうえ、市と地区内情報の共有、被災状況の把握、避難所の生活環境確保等の復興に向けた必要な災害対策を申請 	<ul style="list-style-type: none"> 避難では隣近所への声かけを実施 市民全員が速やかに危険な場所から安全な場所へ避難を完了する 「指定緊急避難場所」 「一時避難場所」
復興 stage 0	<p>芹田地区又は近隣地区^{*10} が被災</p>	<p>命の危険、直ちに安全確保！ (より安全な場所へ避難)</p>	<ul style="list-style-type: none"> *8 対象地域の方は全員速やかに危険な場所から避難先へ避難 *9 既に災害が発生・切迫した状況、直ちに安全な場所へ命を守る行動 *10 近隣地区の被災に対して、市及び被災地区との協議により支援活動を実施
<p>自主的であらうの無い、早期の避難 災害から命を守るには、市民一人ひとり</p>			

7. 令和6年度以降の活動

7-1水 害

団体防災会は、前年度に策定された「芹田地区防災計画(水害編)」に準拠する自主防災計画を策定又は見直しを行います。さらに、防災学習と訓練を不断に行うとともに、避難先の確保、タイムラインを作成し災害の発生が迫る中においても、冷静で適切な避難行動を確立します。

7-1-1芹田防災会

- ・ 市民に対する、防災意識の啓発活動
- ・ 団体防災会役員の防災リーダーとしての研修活動
- ・ 市民に対し、「芹田地区防災計画(水害編)」「身を守るタイムライン」の理解を得る活動と計画の適宜見直し

7-1-2団体防災会

- ・ 市民に対する、「芹田地区防災計画(水害編)」「身を守るタイムライン」の啓発活動
- ・ 団体防災会の「防災計画」「タイムライン」、市民の「マイ・タイムライン」の作成
- ・ 要配慮者、避難行動要支援者の、「避難先・避難方法・支援者」の複数確保の支援
- ・ 一時避難場所の確保と、施設所有者との「一時避難場所としての使用に関する協定書」の締結
- ・ 定期的に防災訓練と学習を実施し、「市民の訓練」と「防災組織の訓練」を、想定被害を想定し実効性を高く実施
- ・ 市民及び団体防災会の防災備蓄品、防災資機材の備え
- ・ その他、団体防災会の事情に応じた活動

7-2地 震

芹田防災会は令和6年度において、芹田地区における地震による人的、物的被害の発生及び拡大を防止することを目的とし、「芹田地区防災計画(地震編)」を策定します。

8. 防災計画への住民参画

8-1 芹田地区ブロックでの説明と公聴会

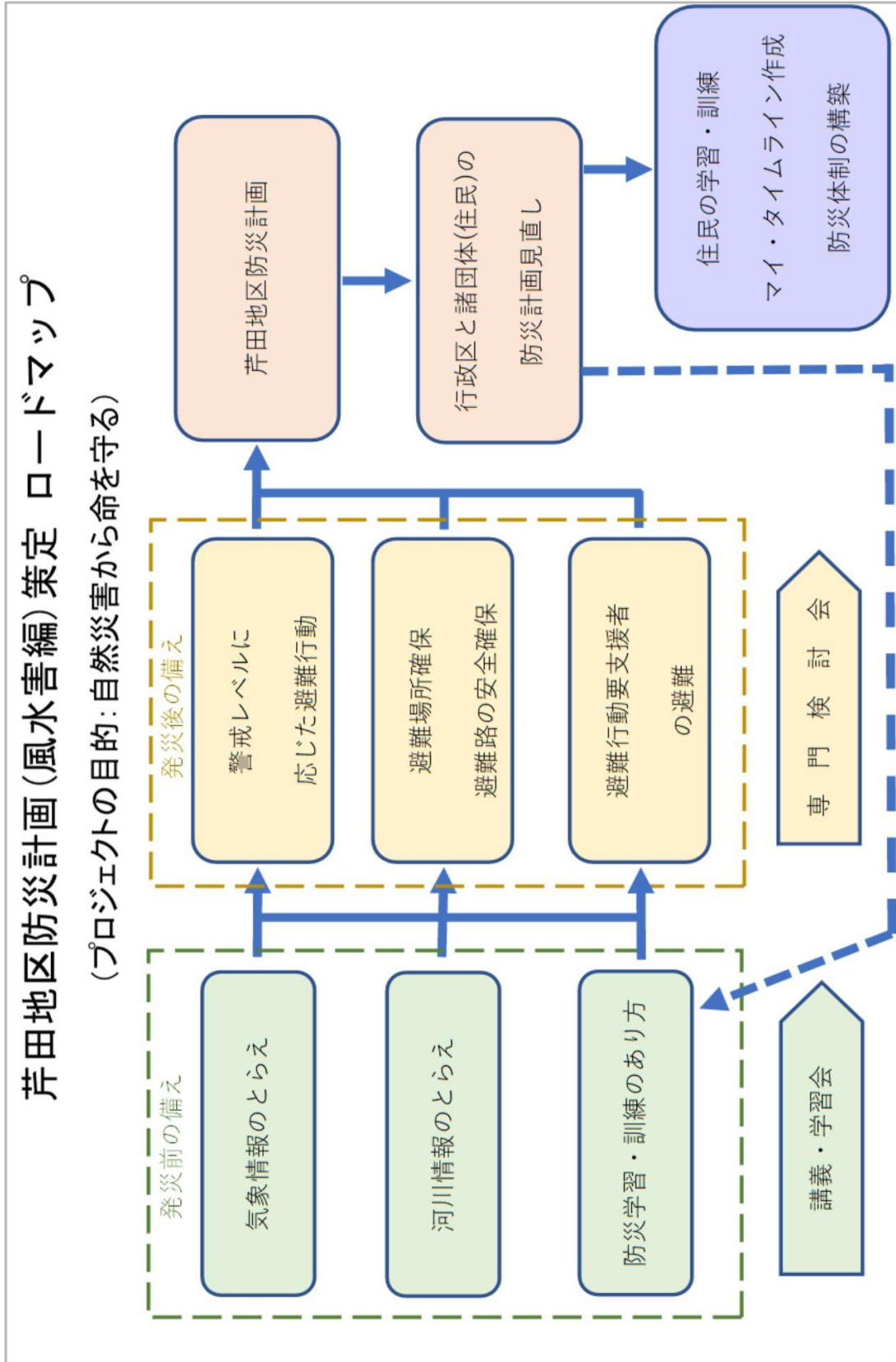
8-2 ホームページによる意見公募

9. 芹田地区自主防災会構成団体名簿、役員名簿

芹田地区自主防災会〇〇構成団体〇〇〇〇(順不同・敬称)	
自治・社会奉仕団体(23)	小中学校・高校
芹田地区住民自治協議会	芹田小学校
荒木区自主防災会	南部小学校
若里西町区自主防災会	緑ヶ丘小学校
若里中央区自主防災会	鍋屋田小学校
南市区自主防災会	裾花小学校
北市地区自主防災会	犀陵中学校
北中区自主防災会	櫻ヶ岡中学校
七瀬区自主防災会	学校法人 文化学園長野 *2
七瀬南部区自主防災会	大学・短大・専門学校
七瀬中町区自主防災会	信州大学工学部
栗田区自主防災会	清泉女学院大学看護学部
南俣区自主防災会	学校法人黒木学園 *3
上千田区自主防災会	長野看護専門学校
中千田区自主防災会	学校法人長野平青学園
日詰区自主防災会	学校法人大原学園 *4
母袋区自主防災会	医療機関
川合新田区自主防災会	医療法人平成会 小島病院
川合新田団地区自主防災会	公益財団法人倉石地域振興財団 栗田病院
芹田地区社会福祉協議会	医療法人社団ひよし会 東口病院
芹田地区民生児童委員協議会	医療法人愛和会 愛和病院
長野市消防団第一方面隊中央ブロック長野第5分団	防災士
山王用水組合	芹田地区内在住の防災士6名
川合用水組合	
産業・経済団体	
長野商工会議所	*1 芹田商工会：栗田・若里(北市)・稲葉(千田)・母袋・南俣・日詰)・川合新田
長野駅東口商店街協同組合	*2 学校法人文化学園長野 ：文化学園長野中学・高等学校
七瀬中町商興会〇〇	*3 学校法人黒木学園 ：専門学校カレッジオブキャリア長野校
協同組合長野アークス	*4 学校法人大原学園：大原スポーツ公務員専門学校 学校長野校、大原簿記情報ビジネス医療専門学校
若里日赤通り商興会	
芹田商工振興会	
荒木町商工会 *1	
防災アドバイザー(助言者)	
芹田地区住民自治協議会 会長 武田晴男	長野市総務部危機管理防災課
長野市消防局警防課	長野市保健福祉部福祉政策課
長野市地域・市民生活部地域活動支援課(芹田支所)	長野中央警察署若里交番
日本赤十字社 長野赤十字病院	気象庁長野地方気象台

芹田地区自主防災会役員名簿					
芹田地区自主防災会役員			作業部会		
職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
会長	山口英男	住自協会計	部会長	山口英男	住自協会計
副会長	石川幸夫	栗田区長	副部会長	石川幸夫	栗田区長・発災前分会長
幹事	丸山守	荒木区長	委員	丸山守	荒木区長・発災前分会
〃	古海喜一郎	南市区長	委員	古海喜一郎	南市区長・発災時分会長
〃	倉石榮二	北中区長	委員	倉石榮二	北中区長・発災時分会
〃	水野修	川合新田区長	委員	水野修	川合新田区長・発災時分会
〃	小林哲	母袋区長	委員	小林哲	母袋区長・発災前分会
行政連絡区	松平直樹	若里西町区長	事務局		
〃	西田良昭	若里中央区区長	職名	氏名	備考
〃	篠原昌幸	北市区長	事務局	吉田和敏	住自協事務局長
〃	依田仁一	七瀬区長	会計	丸山由琴美	住自協事務局
〃	伊澤則昭	七瀬南部区長	防災アドバイザー（助言者）		
〃	夏目賢四郎	七瀬中町区長代行	芹田地区住民自治協議会 会長 武田晴男		
〃	清水英雄	南俣区長			
〃	小林修二	上千田区長			
〃	高木敏行	中千田区長			
〃	宮原一繁	日詰区長			
〃	中村健一	川合新田団地区長			
消防団	北村隆行	長野第5分団長			
水利組合	青沼貴善	山王席用水組合 布令元			
産業経済団体	小林昇	長野駅東口商店街 協同組合理事長			
小中学校	山森俊浩	長野市立犀陵中 学校校長			
専門・大学	大月克幸	信州大学工学部 事務部長			
医療機関		1名選出			

10. 芹田地区防災計画（風水害編）策定 ロードマップ



1 1. 芹田地区防災会 活動経過

芹田地区自主防災会 経過			
令和4年(2022)			
7月14日(木)	芹田住自協役員会	芹田公民館	芹田地区自主防災組織連絡協議会 ⇒芹田地区自主防災会(設立準備会) 事業移管
令和5年(2023)			
4月21日(金)	芹田住自協定期総会	芹田公民館	事業計画の承認
4月28日(金)	芹田地区自主防災会設立総会	芹田公民館	設立総会、記念講演(長野気象台 宮内誠司氏)
5月11日(木)	作業部会①	芹田公民館	防災計画の基本方針協議
5月17日(水)	作業部会・長野市危機管理防災課	長野市役所	警戒レベルと避難他協議
5月24日(水)	作業部会・長野気象台	電話協議	線状降水帯等の異常気象の協議
5月25日(木)	作業部会②	芹田公民館	「発災前、発災時」の分会発足に関し
5月27日(土)	市民と議会の意見交換 災害から自分たちの命を守るために	長野市役所	「日常に備えておくこと」
同日	長野地域 防災セミナー (長野地域連携中枢都市圏合同研修会)	市芸術館	講師:矢守克也氏(京都大学防災研究所教授) 「避難スイッチ・セカンドベストで進める避難対策」
6月07日(水)	作業部会分会長調整会議	芹田公民館	住自協会長、芹田自主防会長、石川・古海分会長、
6月10日(土)	作業部会発災前分会	芹田公民館	防災訓練、防災意識の啓発、他
同日	作業部会発災時分会	芹田公民館	タイムライン、一時避難場所確保、要配慮者、他
6月13日(火)	作業部会・長野市河川課	電話協議	内水氾濫ハザードマップに関し
同日	作業部会・長野市下水道課	電話協議	冠水・浸水による下水道の影響
6月17日(土)	作業部会発災前分会	芹田公民館	防災訓練、防災意識の啓発、他
同日	作業部会発災時分会	芹田公民館	タイムライン、一時避難場所確保、要配慮者、他
6月27日(火)	作業部会分会長調整会議	芹田公民館	芹田自主防会長、石川・古海分会長、
6月28日(水)	市民生活部訪問 (自主防活動活動報告・要望事項)	芹田支所	花立部長、北村課長ほか地域振興課職員 会長、区長会長、会計、事務局長ほか
7月07日(金)	SBCニュースワイド(放送 8分20秒)	信越放送	昭和24年裾花川決壊、防災啓発(6/29取材)
7月08日(土)	作業部会・発災前分会	芹田公民館	コミュニティー・タイムライン、本文検討
7月14日(金)	作業部会・発災時分会	芹田公民館	コミュニティー・タイムライン、本文検討
7月21日(金)	作業部会・発災前・発災時分会	芹田公民館	コミュニティー・タイムライン、本文検討
7月23日(日)	市消防局地域防災力向上研修	長野市役所	芹田防災会設立の目的と経過
7月31日(月)	作業部会役員会	芹田公民館	今後の予定
8月02日(水)	千曲川河川事務所/防災情報課協議	千曲川 河川事務所	千曲川越水・決壊写真の提供依頼 千曲川・犀川最大流量、平均流量の提示
同日	作業部会/長野市危機管理防災課	長野市役所	ハザードマップ、一時避難場所の確保、要配慮者
8月26日(日)	防災士との懇談会	芹田支所	防災士との活動連携について 防災士6名、芹田防災会9名(支所長含む)
9月08日(金)	長野市との意見交換会①	芹田公民館	危機管理防災課、保健福祉部福祉政策課、 消防局警防課、地域・市民生活部芹田支所
9月15日(金)	長野市との意見交換会②	芹田公民館	危機管理防災課、保健福祉部福祉政策課

12. 資料編 芹田地区基本データ

芹田地区基本データ

1. 人口等 (長野市住民基本台帳 令和5年4月1日現在 (長野市総計))

1-1 人口 芹田地区 (長野市総計)

人口	男	女
26,955人(366,591人)	13,449人(177,872人)	13,506人(188,719人)

人口は長野県内人口ランキング 18 位の大町市(26,237人)と同規模

1-2 年齢別人口 芹田地区 (長野市総計)

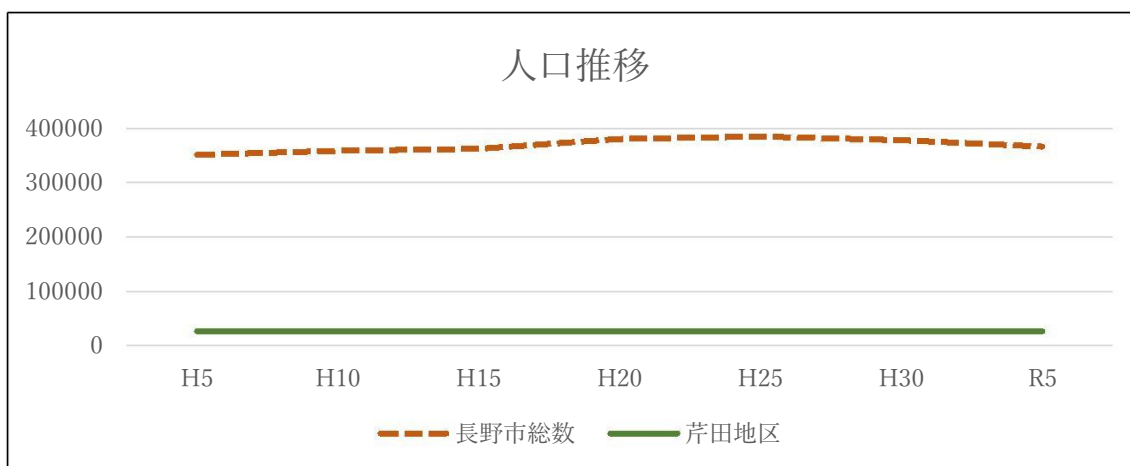
(%)芹田地区割合

年少人口0～14歳	生産年齢人口15～64歳	老年人口65歳以上
3,183人(43,010人)	17,078人(211,509人)	6,694人(112,072)
11.8%(11.7%)	63.4%(57.7%)	24.8%(30.6%)

1-3 世帯数 芹田地区・(長野市総計)

13,462世帯(163,9288世帯)

1-4 人口推移 長野市住民基本台帳 各年10月1日現在



(人)

年次	芹田地区	長野市総数
平成05(1993)年	27,118 (7.7%)	351,520
平成10(1998)年	27,083 (7.5%)	359,224
平成15(2003)年	26,929 (7.3%)	362,540
平成20(2008)年	26,349 (6.9%)	381,114
平成25(2013)年	26,386 (6.9%)	385,150
平成30(2018)年	26,824 (7.0%)	378,389
令和05(2023)年	26,955 (7.4%)	366,591

※令和5年4月1日現在 (%)芹田地区割合

2. 行政区 加入世帯数、加入事業所数

行政連絡区〇□加入世帯数、加入事業所数							
ブロック	行政区名	加入世帯数	加入事業者数	ブロック	行政区名	加入世帯数	加入事業者数
西〇□部	荒〇□木	1,364	53	東〇□部	栗〇□田	2,375	147
	若里西町	491	14		南〇□俣	1,306	59
	若里中央	161	—		上千田	703	57
	南〇□市	682	52		中千田	514	48
	北〇□市	1,195	48		日〇□詰	1,342	62
北〇□部	北〇□中	503	67		母〇□袋	598	55
	七〇□瀬	366	15		川合新田	1,697	102
	七瀬南部	615	30		川合新田団地	46	—
	七瀬中町	779	50		計	14,737	859
					芹田住自協 令和4年9月1日現在		

3. 産 業

3-1 事業所、従業者

	平成8年	平成13年	平成18年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
事業所数	2,292 (10.6%)	2,308 (10.7%)	2,095 (10.3%)	2,221 (10.6%)	2,011 (10.3%)	2,019 (10.2%)	1,948 (10.2%)
	21,711	21,587	20,351	21,049	19,483	19,872	19,132
従業者数	23,214 (12.2%)	24,693 (13.3%)	22,339 (12.8%)	24,813 (13.0%)	22,897 (12.7%)	24,758 (13.5%)	24,181 (13.2%)
	190,709	185,947	175,137	191,278	179,647	183,861	183,710

上段 芹田地区全数/下段 長野市全数 (%) 芹田地区割合

○H8・13・18年

事業所・企業統計調査（総務省統計局）第2表地区別、産業（大分類）、事業所数及び従業者数の推移

○H24・28年

経済センサスー活動調査に関する結果報告書（総務省統計局）第2表地区別、産業（大分類）、事業所数及び従業者数の推移

芹田地区自主防災会〇〇身を守るタイムライン（風水災害）

stage	警戒レベル相当	芹田地区自主防災会(芹田防災会)の対応 芹田防災会⇒団体防災会・市民	団体自主防災会*1(団体防災会)の対応 団体防災会⇒役員・市民	市民の対応*2	備〇考〇欄
	平〇〇〇〇〇〇〇〇時	<ul style="list-style-type: none"> 芹田防災会全体会・役員会の定期開催 防災学習会・防災訓練の定期開催 防災計画・タイムラインの見直し検討 	<ul style="list-style-type: none"> 防災学習会・防災訓練の定期開催 防災備品、資機材の備蓄 団体防災計画、タイムライン見直し検討 要配慮者*3へ避難先等の確保の為の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 防災学習会、防災訓練への参加 マイ・タイムライン作成 要配慮者*3は、自ら避難先・避難手段・支援者を複数確保 防災備蓄品の準備 	<ul style="list-style-type: none"> *1 団体自主防災会：行政連絡区と諸団体の自主防災組織を総称 *2 市民：住民・就業者・来訪者等の芹田地区に在する人々 *3 要配慮者：災害の危険から身を守ることに何らかの困難を抱え、周囲の配慮や支援が必要になる人で、高齢者、障がいのある人、乳幼児のほか、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、言葉や地理に詳しくない外国人が対象 *4 警戒レベルは長野市、警戒レベル相当は国土交通省、気象庁、長野県が発令
防災 stage 0	警戒を要する台風接近と気象情報(犀川、裾花川上流域を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 芹田防災会事務局が対応 支所、防災関係機関の防災情報を提供 台風進路予想、府県気象情報、台風・大雨説明会等の防災情報 防災情報の取得、災害の心構えを促す 	<ul style="list-style-type: none"> 役員に、芹田防災会の防災情報を提供 役員は、犀川・裾花川の水位情報を取得 市民に気象情報を注視し、災害の心構えを促す 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報に注意し、災害に心構える 	
防災 stage 1	警戒レベル 1 相当*4(河川管理者) 早期注意情報*5(警戒級の可能性) 水防団待機水位(目安) 犀川・小市 0.5m、陸郷 2.5m 裾花川・岡田 0.5m	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部の設置、事務局対応 大雨・河川水位等の防災情報を継続的把握 支所・防災関係機関の防災情報を提供 台風進路予想、府県気象情報等の防災情報 団体防災会「防災計画」の確認を促す 	<ul style="list-style-type: none"> 「防災計画」を確認し、防災活動を開始 災害警戒本部設置時期の協議と開設 大雨、河川水位等の防災情報を継続的把握 市民にマイ・タイムラインを確認し、さらに災害への心構えを促す 	<ul style="list-style-type: none"> マイ・タイムラインを確認し、災害への心構えを高める 自ら、大雨・河川水位等の防災情報を継続的に把握 	<ul style="list-style-type: none"> *5 早期注意情報：警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報」（警報級の可能性）として「高」，「中」の2段階で発表
防災 stage 2	警戒レベル 2 相当(河川管理者) 大雨・洪水注意報*6 氾濫注意水位(水防団出動の目安) 犀川・小市 0.0m、陸郷 3.3m 裾花川・岡田 1.1m	<ul style="list-style-type: none"> 配備役員、氾濫注意水位を目安に本部へ参集 市(支所)と団体防災会との情報を相互共有 府県気象情報、台風・大雨説明会、洪水予測、冠水・浸水情報、交通情報、団体防災会活動情報等 	<ul style="list-style-type: none"> 「防災計画」による防災活動の継続 芹田防災会との防災情報を相互共有 市民に避難支度の開始を促す 可能な「一時避難場所」の開設 要配慮者・早めの避難を望む人への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 避難支度の開始・点検 要配慮者は自ら、避難先・避難手段・支援者を手配 「一時避難場所」 要配慮者、早めの避難を望む人自ら避難「一時避難場所」 	<ul style="list-style-type: none"> *6 大雨注意報：大雨による土砂災害や浸水害が発生する恐れがあると予想したときに発表 洪水注意報：河川の上流域での大雨や融雪により下流で生じる増水により洪水災害が発生する恐れがあると予想したときに発表
防災 stage 3	警戒レベル 3 相当(河川管理者) 高齢者等避難*7 発令の目安 避難判断水位 犀川・小市 1.5m、陸郷 4.5m 裾花川・岡田 2.0m	<ul style="list-style-type: none"> 市(支所)、団体防災会との情報を相互共有 災害警戒本部、避難判断水位に達する目安に活動停止 高齢者等避難(発令)⇒指定緊急避難場所(開設) 芹田支所：Lv.3相当で警戒態勢(開始) 	<ul style="list-style-type: none"> 芹田防災会、市民との情報を相互共有 避難では隣近所への声かけを促す 団体災害警戒本部、避難判断水位に達する目安に活動停止⇒防災支援者は自助活動へ 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等、要配慮者は自ら危険な場所から安全な場所へ避難 「指定緊急避難場所」「一時避難場所」 避難では隣近所への声かけを実施 	<ul style="list-style-type: none"> *7 高齢者等避難：避難に時間のかかる高齢者や障がいのある方や、乳幼児、妊婦等の方、氾濫流・河岸浸食による家屋倒壊等の地域の方は、避難を開始
防災 stage 4	警戒レベル 4 相当(河川管理者) 避難指示*8発令の目安 氾濫危険情報水位 犀川・小市 1.8m、陸郷4.8m 裾花川・岡田 2.6m			<ul style="list-style-type: none"> 市民全員が速やかに危険な場所から安全な場所へ避難を完了する 「指定緊急避難場所」「一時避難場所」 避難では隣近所への声かけを実施 	<ul style="list-style-type: none"> *8 対象地域の方は全員速やかに危険な場所から避難先へ避難
stage 5	警戒レベル 5*9相当 緊急安全確保 氾濫発生情報(氾濫の発生)			<ul style="list-style-type: none"> 命の危険、直ちに安全確保！ (より安全な場所へ避難) 	<ul style="list-style-type: none"> *9 既に災害が発生・切迫した状況。直ちに安全な場所で命を守る行動
復興 stage 0	芹田地区又は近隣地区*10が被災	<ul style="list-style-type: none"> 芹田地区災害対策本部を開設、役員招集 市(支所)、団体防災会と協議のうえ、被災状況の把握、避難所の生活環境の保全と復興に向けた必要な災害対策を、団体防災会へ協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> 団体防災会災害対策本部開設 芹田地区災害対策本部と連携し、被災情報の共有、避難所の生活環境の保全と復興に向けた必要な災害対策に当たる 市民に対し災害対策に関する協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> 団体防災会の要請による、災害対策に関する支援活動への協力 	<ul style="list-style-type: none"> *10 市(支所)、団体防災会よりの情報より、芹田地区内及び近隣地区の被災発生が認められた時

自主的でためらいの無い、早めの避難 災害から命を守るには、市民一人ひとり